

Wael B. Hallaq,

*The Origins and Evolution  
of Islamic Law.*

Cambridge: Cambridge University Press, 2004,  
ix+234pp.

やなぎ はし ひろ ゆき  
柳 橋 博 之

はじめに

ここで紹介する『イスラーム法の起源と発展』の著者ハッラクは、元々イスラーム法理論の研究者として脚光を浴びたが、ここ数年はイスラーム法の発展を裁判制度の変容や政治権力、あるいは神学との関係からも多角的に考察して密度の高い業績をいくつも世に問うている。現在、欧米におけるイスラーム法研究の分野では第一人者と呼んで差し支えない。本書は、それらの業績の集約ともいえるもので、イスラーム期に入る少し前のアラビア半島の政治的文化的な状況から説き起こし、国家制度、とくに裁判制度の発展や法学の理論的な基礎にも記述を割きつつ、いかにしてイスラーム法が成立し、それが『クルアーン』解釈の発展や預言者のスンナ(sunna、預言者ムハンマドの言行に体现された法規範の総体)の概念の成熟との関係でいかにして発展してきたか、そしてとくにイスラーム法の最大の特徴ともいえる法学派(マズハブ[madhhab])がいかにして成立し確立していったかを描き出している。以下、各章の要約を掲げた後、気付いた点に触れておこう。

I 本書の構成と内容

本書の構成は次のようになっている。

序 論

- 第1章 イスラーム以前の中東とムハンマドと『クルアーン』の立法
- 第2章 イスラームの法倫理の出現
- 第3章 初期の裁判官、法学の専門家、宗教的権威
- 第4章 裁判制度の確立
- 第5章 預言者の権威と法学的思考の変容
- 第6章 法理論詳説
- 第7章 法学派の形成
- 第8章 法と政治——カリフ、裁判官、法学者——

本書全体の構想を提示した序論に続き、第1章では、イスラーム以前のアラビア半島の政治的文化的状況について簡単な説明がなされている。それによれば、アラビア半島は、7世紀の大征服時代以前にすでに中東先進地域の制度や文化に相当の程度まで同化していた。ムハンマドは、ユダヤ教やキリスト教に多くを負いつつも、メディナに移住した後はそれらとは決別して、新しい宗教そして新しい社会の創出に着手した。とくに、部族のなかに埋没していた個人を新しい宗教共同体の構成員として再定義した点は特筆されるべきである。

第2章では、イスラームの最初期におけるカーディー(qādī)裁判について説明されている。それによれば、後にはイスラーム法を厳格に適用するようになるカーディーの職掌は、行政一般に及び、司法に特化したものではなかったし、その管轄も軍営都市(軍の駐屯地を淵源にして発達した都市)の内部に限られていた。とくに人口の大部分を占めていた非ムスリムとは接触を持たなかった。またその適用する法も、イスラーム以前のハカム(hakam、仲裁者)のように恣意的かつ法学的には未熟であり、そもそもイスラーム的な倫理観や価値観はまだ法には浸透していなかった。

第3章では、カーディーの職掌が変化し、カーディー法廷の組織が整備されていった過程が説明されている。すなわち、8世紀の初めになると、ウマイヤ朝の中央集権化も手伝い、カーディーの職掌は裁判と司法行政に限られるようになっていく。カーディー法廷において、裁判記録が残されるように

なったことと、増大する業務に対応するために廷吏や書記官や公証人などが設置されるようになったことは注目に値する。そしてそれと並行して、法学はカーディーよりもむしろ官職に就かない私人の専門家の手によって発展するようになる。おおよそ700年から740年にかけて、各地でハラカ (ḥalaqa) と呼ばれる法学を研究する人々のサークルが形成されるようになる。他方、それまでは立法の重要な源泉であったカリフによる布告や命令は規範的な権威を喪失していった。このことは、学問としての法学の上では、『クルアーン』ないしはその解釈および預言者のスンナが法源としての絶対的な権威を確立していくという現象として現れた。こうして、法学を体系化する方法として、それまで過去の先例 (預言者の言行も含むがそれには限られない) と各法学者の裁量に多くを負っていた法学を、ハディース (ḥadīth, 預言者の言行の記録) を主要な法源とする体系に代えていくとする試みがなされるようになり、合理主義と伝承主義の対立の萌芽が見られた。

第4章は引き続き裁判制度の説明である。裁判制度は、740年から780年にかけて熟成されていった。それまで地方総督がカーディーの任免権を有していたのに代わり、カリフが直接にこれを任免するようになっていった。こうして8世紀末以降、裁判組織はカリフを頂点とする委任の連鎖によって構成されるようになった。このことは、任命権者がいつでも任命を取り消したり自らが裁判を行ったりすることができるということでもあるが、しかしある事案がいったんあるカーディーの管轄に属するとそのカーディーが裁判における独立を保障される体制が整ったという点では重要である。

第5章は、スンナ概念に関する従来の通説の批判が記述の中心となる。従来の通説によれば、イスラーム最初期の法は、社会慣行や行政規則に多くを負う、いわば世俗的な法体系であったが、それがイスラーム的な価値観に基づく宗教的倫理的な体系として再構築されることによりイスラーム法が発生したとされる。しかし、著者によれば、イスラームの法は最初期から宗教的倫理的な価値観に裏打ちされており、ただその具体的な内容が後の規範的なイス

ラーム法とはかならずしも同一の内容ではなかったとみなすのが正確である。さて、スンナは、元々、慣行に基づく規範体系であると同時に、預言者の時代からの連続性が意識されていた。この古いスンナ概念は、ある地域の法学者から一般的な支持を受けていたという意味での合意とほぼ同義でもあった。しかし8世紀も半ば頃になると、ある特定の伝承経路で伝えられたいわば公式のハディースに体现されるスンナ、すなわち預言者のスンナという観念が支配的となった。これにより、法学的思考にも大きな変化が生じ、それまで一般に漠然と法的な推論を意味していた「ラァイ」(ra'y) という言葉は、イジュティハード (ijtihād), キヤース (qiyās), イスティフサーン (istiḥsān) という3つに分化した。このなかで、キヤースは啓示的法源 (『クルアーン』) と再定義された預言者のスンナ) からの厳密な推論として啓示の延長として捉えられたが、それ以外の法学者の裁量に基づく思考は個人的見解として、伝承主義者によって厳しく糾弾されることになった。

第6章は、伝承主義と合理主義の対立を扱っている。それによれば、おおよそ770年から960年に至るまでのイスラームにおける思潮の流れは、それまで鋭く対立していた合理主義と伝承主義が総合され、いわば第3の解決を生み出した過程として理解することができる。伝承主義がある程度の支持を得たのは、ハナフィー (Ḥanafī) 派やマールク (Mālik) 派がその発祥地を離れてイスラーム世界の遠隔の地に達した際に、その元々の文脈から切り離され、地域に根ざした慣行を基礎とする古いスンナよりも預言者のスンナに依拠する正統主義が受け入れやすかったためでもあった。

第7章は、法学派の形成を考察しているが、ここでは著者の独創性ももっとも発揮されている。それによれば、8世紀半ば頃までには、師の周りに弟子が集まり、教授と議論を繰り返す過程のなかで法学的な方法論が洗練されていき、それとともに師から弟子へ、さらにその弟子へと、教義体系の師資相承が行われるようになっていった。しかしこの段階でのこうした集まりは、「個人的な学派」(personal school) と呼ぶことはできても、後のマズハブ

(madhhab)とは質的に異なるといわなければならない。固有の意味でのマズハブ、すなわち「教義上の学派」(doctrinal school)は、アブー・ハニーファ(Abū Ḥanīfā, 767年没)やマーリク(Mālik, 795年没)のような学祖といわれる人々の師から学祖自身を経て、その弟子、さらにその弟子による学説の集積や洗練の過程で完成された体系、およびその体系を忠実に奉ずる法学者集団を指す。そして、教義上の学派が成立する過程にあつては、学祖以前の学説が学祖に帰せられると同時に、学祖以後の学説もまた学祖に投影され、1人の学祖に学説体系の発展と完成が帰せられることになった。教育システムが出来上がるとか、注釈が書かれるようになってかといったことは、その結果であつて、マズハブ成立の原因と見るべきではない。このように1人の人間に学説体系を集中させる必要が生じたのは、それが国家の支持を取り付けるために好都合だったからだと考えられる。ともかくも、この過程で、個人的学派から教義上の学派への転換に失敗した学派は、消滅することになった。その理由としては、さらに、政治権力の支持を得られなかったこと、理性主義と伝承主義の統合に失敗したこと、神学上の立場との関連、成功した学派との教義上の区別がつかず飲み込まれてしまったことなどが挙げられる。

第8章は、イスラームにおけるカリフその他の政治権力と法および法学者の関係について記述している。それによれば、政治権力は、法の固有の源泉でもなければその主要な法源ともいえない。8世紀に入った頃から、法学者も含めて宗教的価値観への傾斜や、部族の平等主義を離れて政治権力が人々から疎遠になっていったという2つの理由から、カーディー職に就くことを忌避する傾向が法学者の一部には現れたが、他方では、法学者の側ではそのキャリア形成のため、国家の側では政治権力には本来的に欠けている法的権威の保有者として法学者の援助を必要とし、両者の間の協同が見られた。

## II 本書の特徴と問題点

ここ20年あまりの間に欧米におけるイスラーム法

研究は質量ともに飛躍的な発展を遂げている。そのため、本書の記述のある部分はすでに通説ないし多数説となっているが、別の部分は著者の独創であつて学界の評価は定まっていない。書評は後者の部分がある程度網羅的に取り上げるのが望ましいかもしれないが、紙面の関係でここではまず、著者の独創性をもっとも発揮されている第7章から論点を拾うことにしたい。

シャハト(1969年没)は、8世紀半ばまではある地域の慣行を基礎とし、その地域の法学者のある程度の合意を得た法体系があつたとして、「前期法学派」(ancient schools of law)ないし「地域的法学派」(regional schools)の存在を仮定し、それが特定の師の教説を奉ずる法学派に収束・転換することにより古典的な法学派が誕生したと唱えた。これは長らく欧米における支配的な見解となってきたが、ハツラークは次の2点を指摘して、これに異議を唱える。

(1) 8世紀に法学の師の周りに弟子のサークルが形成されたが、これは師弟関係に基づく集団であり、学派というほどのものがあるとすれば、それは最初から「個人的学派」だった。しかも、この段階では、ある者が特定の師に就いたとしても、別の師に乗り換えることは容易であつたし、ある論点についてはAに、別の論点についてはBに従うというように師にたいする追従は弱く、固有の意味での学派は形成されていなかった。

(2) 第7章の紹介の繰り返しになるが、8世紀末から10世紀半ばにかけて、アブー・ハニーファやマーリクのような過去の特定の師にたいする学説の仮託が2つの方向から行われるようになった。そのひとつは、実際にはこれらの師の先人に由来する学説が、これらの師の個人的な学説であるかのように説かれるようになったことである。もうひとつは、逆に、実際にはこれらの師の後継者の学説が遡ってこれらの師の個人的な学説であるかのように扱われるようになったことである。すなわち、実際には8世紀初めから9世紀に至る学説の発展が、ただ1人の師(後に法学派の学祖と目される人物)だけの業績であるかのような様相を呈し、このようにして偉大なイマーム(imām, 「尊師」)にたいする忠誠を旨とする



マズハブが成立した。もちろん、アブー・ハニーファやマーリクもその生前にはその弟子をその周囲に集めていて、個人的学派を形成していたし、これらの法学者と同時代、あるいはその前後の時代にも、同様に個人的法学派を形成している者は多くいた。

しかし、アブー・ハニーファやマーリク、そしてそれに遅れてシャーフィイー (al-Shāfi‘ī) やイブン・ハンバル (Ibn Ḥanbal) のみが、このような偉大なイマームの地位に祭り上げられ、「教義上の学派」の始祖としての地位を後から与えられるようになった。

「教義上の学派」という概念を導入した著者の功績は大きいと思うが、ただ私のように主として実定法を研究している者から見ると、著者の議論には若干の疑問を感じる。紙面の関係でここでは1点だけ取り上げておこう。すなわち、著者は、ある学祖の後継者が自分たちの学説を学祖に遡って帰せしめている例をいくつか挙げて、学祖への学説の仮託が行われたと述べている。たしかに、イブン・ハンバルについてはこのような仮託がハンバル派の学説体系の重要な部分を占めているとあってよい。しかし他のスンナ派3法学派に関しては、そのような仮託は枝葉末節に関わっている。私は、著者は学祖の業績を過小評価しているのではないかという印象を受けた。

それから全体として気付いた点にも触れておこう。本書全体を通じて、ある現象（たとえば法慣習が預言者のスンナと等しいものとみなされること）の発生時期が、10年単位（たとえば720年代という具合に）で特定されていることが多い。歴史的な事件ならば1年単位でも時期が特定できる場合は多いであろうが、本書が扱っているような事象についてここまで正確に年代を特定することができるものがそれほど多いとは思われない。著者はしばしば、年代記や伝記集などに収録されたある事件を指標にしてそのような特定を行っているが、これらの事件は例外的な事象だったからこそ記録されたという可能性も高いであろう。それらを指標にして年代を特定することには危険が伴うのではなかろうか。

しかしこれらは本書全体の価値からすれば些少の疑問点である。おおよそ10世紀頃までのイスラーム法の成立から発展段階を記述した作品として、本書

が現在もっとも推奨に値するものであることは間違いないと思う。

### 文献リスト

#### <日本語文献>

堀井聡江 2004. 『イスラーム法通史』 山川出版社。

#### <英語文献>

Berg, Herbert 2000. *The Development of Exegesis in Early Islam: The Authenticity of Muslim Literature from the Formative Period*. Richmond: Curzon Press.

Calder, Norman 1993. *Studies in Early Muslim Jurisprudence*. Oxford: Clarendon Press.

Crone, Patricia 1987. *Roman, Provincial and Islamic Law: The Origins of the Islamic Patronate*. Cambridge: Cambridge University Press.

Hallaq, Wael B. 1997. *A History of Islamic Legal Theories: An Introduction to Sunnī uṣūl al-Fiqh*. Cambridge: Cambridge University Press.

——— 2001. "From Regional to Personal Schools of Law." *Islamic Law and Society* 8 (1): 1-26.

——— 2001. *Authority, Continuity and Change in Islamic Law*. Cambridge: Cambridge University Press.

Hennigan, Peter C. 2003. *The Birth of a Legal Institution: The Formation of the Waqf in Third-Century A. H. Ḥanafī Legal Discourse*. Studies in Islamic Law and Society 18. Leiden and Boston: Brill.

Melchert, Christopher 1997. *The Formation of the Sunni Schools of Law: 9th-10th Centuries C. E*. Studies in Islamic Law and Society 4. Leiden, New York, and Köln: Brill.

Motzki, Harald 1991. *Die Anfänge der islamischen Jurisprudenz*. Stuttgart: Kommissionsverlag Franz Steiner Stuttgart.

——— 2000. *The Origins of Islamic Jurisprudence*. Leiden, Boston, and Köln: Brill.

Schacht, Joseph 1950. *The Origins of Muhammadan Jurisprudence*. Oxford: Clarendon Press.

——— 1964. *An Introduction to Islamic Law*. Oxford: Clarendon Press.

Yanagihashi, Hiroyuki 2004. *A History of the Early*

*Islamic Law of Property: Reconstructing the Legal Development 7th-9th Centuries*. Studies in Islamic Law and Society 20. Leiden, New York, and Köln: Brill.

(東京大学大学院人文社会系研究科助教授)